

蜜蜂飼育管理の手引

1 はじめに

養蜂は、蜂蜜及び蜜ろう、ローヤルゼリー等の生産、農産物の花粉交配など、本県農業の発展に重要な役割を担っています。

平成25年1月には改正養蜂振興法（以下「法」という。）が施行され、これまで、養蜂業者のみに課されていた蜜蜂飼育の届出義務が、原則、蜜蜂を飼育する全ての者に拡大されるとともに蜜蜂の適切な管理や蜂群配置の適正化の規定が整備されました。

法改正後、趣味養蜂家を含めた蜜蜂の飼育状況を把握し、蜜蜂の適切な飼育管理の確保を図ってきたところですが、なお一層の養蜂振興を図るため、蜜蜂の管理に関する指針を基本とした「蜜蜂飼育管理の手引き」を作成しましたのでご活用ください。

2 蜜蜂飼育の届出

蜜蜂の飼育者は、養蜂振興法に基づく届出が義務づけられています。

養蜂振興法第3条第1項

蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 届出期間

毎年1月1日から1月31日まで

(2) 届出窓口

飼育者の住所地を管轄する県民局（県民センター）農林（水産）振興事務所

(3) 届出内容

ア 氏名又は名称及び住所、電話番号

イ 蜜蜂飼育状況

1月1日時点の所有する蜂群について、飼育場所と飼育蜂群数を記入

ウ 蜜蜂飼育計画

1月1日～12月31日までの1年間の飼育場所、飼育蜂群数、飼育期間を記入

*飼育場所は、字地番まで記入してください。

（緯度経度が判明している場合は併記願います。）

(4) 届出の免除

業として蜜蜂の飼育を行う者以外の者が次の項目に該当する場合は届出が免除されます。

ア 農作物等の花粉受精のために蜜蜂の飼育を行う場合

イ 密閉構造の飼育管理施設で蜜蜂の飼育を行う場合

ウ 野生蜜蜂の巣から採蜜するなど、反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合（誘引し自然巣を作らせる方法）で、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがない場合

(5) 届出書類

蜜蜂の飼育の届出手続等を定める規則（以下「県規則」という。）第2条の様式1号「蜜蜂飼育届」及び「養蜂に関する調査」を届出窓口に提出願います。

(6) 飼育届変更の届出

届出事項に変更があった場合は変更後1か月以内に県規則第2条の様式第2号「蜜蜂飼育変更届」を届出窓口に提出願います。

(7) その他

ア 1月1日に蜜蜂飼育蜂群が無い場合であっても、当該年の蜜蜂飼育計画が有る場合は「蜜蜂飼育届」を提出願います。

イ 蜜蜂の飼育を開始された場合は、速やかに1号蜜蜂飼育届を農林(水産)振興事務所に提出願います。

3 県外からの転飼

養蜂業者が蜂蜜、蜜ろうの採取又は越冬のため、他の都道府県から本県に蜜蜂を移動させる場合（以下「転飼」という。）は、転飼開始2か月前までに、転飼許可を受けなければなりません。

なお、転飼許可は、毎年3月開催の調整会議において、蜜蜂飼育届に基づいて飼育状況を検討後、支障がないと判断されたものについて許可されます。

養蜂振興法第4条第1項

養蜂業者は、他の都道府県の区域内に転飼しようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(1) 申請期限

転飼開始日の2か月前

(2) 申請窓口

飼育者の住所地を管轄する県民局（県民センター）農林（水産）振興事務所

(3) 申請内容

転飼しようとする場所、当該土地の所有者住所氏名、蜂群数、転飼期間、飼養管理者住所氏名を記入

*飼育場所は、字地番まで記入してください。

（緯度経度が判明している場合は併記願います。）

(4) 提出書類

蜜蜂の飼育の届出手続等を定める規則（以下、「県規則」という。）第3条の様式第3号蜜蜂転飼許可申請書、土地使用承諾書（周辺地図を添付）

(5) 手数料

1 場所1蜂群につき150円、但し16群以上は1場所につき2,300円

(6) その他

ア 転飼に伴う移動の際には、移動前の飼育地の家畜保健衛生所で腐蛆病検査を受検し、陰性証明書を本県の家畜保健衛生所に提出してください。

イ 新規飼育または蜂群更新のための蜂の導入（購入）の場合は転飼許可の対象外としますが、腐蛆病の発生予防及びまん延防止の観点から腐蛆病検査済みの蜂群を導入（購入）してください。

4 適切な管理

蜜蜂の飼育者は、蜜蜂の習性及び飼育管理に関する情報収集に努め、適切な管理に努めてください。

養蜂振興法第5条

蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めるものとする。

2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及びその他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 蜜蜂飼育に係る情報収集

飼育管理技術を向上させるため、一般社団法人日本養蜂協会等が発行する飼育マニュアル等から蜜蜂の習性、飼育技術及び衛生対策等の技術情報を収集し活用願います。

(2) 設置場所

巣箱設置については、位置を特定するため字、地番、緯度経度などを確認してください。また、自己所有地でない場所に巣箱を設置する場合には、土地の使用承諾を地権者から取得してください。

(3) 人への危害防止

蜜蜂は人が巣箱に近づいたり、大きな音や震動を与えることにより人に危害をおよぼすおそれがあることから、巣箱の設置場所は人家や道路、公園など人の集まる場所と安全な距離を保つとともに、巣箱に人が近づく可能性がある場合は巣箱の存在を示す表示をするよう努めてください。

(4) 分蜂管理

蜜蜂は春から夏にかけて、元の巣箱から分蜂（巣別れ）により、軒先や植木に大量に群がり人に不安を与えることがあります。そのため、女王蜂などの行動を適切に制御し、分蜂しないよう管理願います。

(5) 蜜蜂の糞害

蜜蜂には巣箱から50～150mの空中で脱糞する習性があり、蜜蜂の飛翔ルートが集中すれば、糞害が発生する場合がありますので巣箱の設置場所に留意してください。

(6) 獣害等対策

熊やスズメバチは蜂蜜等を求めて巣箱に接近する場合がありますので電気柵やスズ

メバチ駆除器等の対策を実施してください。また、熊やスズメ蜂による人への危害が発生しないよう配慮願います。

(7) 疾病対策

ア 家畜伝染病予防法により法定伝染病として腐蛆病、届出伝染病としてバロア病、チョーク病、アカリダニ病、ノゼマ病の伝染性疾病が定められています。

イ これら疾病の発生及びまん延防止のため、日頃から巣箱内を観察し、巣箱・巣脾は定期的に消毒するなど衛生的管理に努めるとともに飼育者間での器具類の貸し借りや巣箱等の使い回しは行わないでください。

ウ 蜂群の衰弱や大量死亡など疾病が疑われる場合は、巣箱設置場所を管轄している家畜保健衛生所に病性の診断を求め、原因に応じた対策を実施してください。

5 適正な蜂群配置

(1) 飼育届提出前の調整

蜜蜂の飼育者は家畜伝染性疾病のまん延防止や蜜源植物の有効活用の観点から、採蜜量に影響が生じないように、蜜蜂の行動範囲（半径2km程度）を考慮し、周辺の蜜蜂飼育者と蜂場間の距離の調整を行ってください。周辺蜂場の飼育情報が不明の場合は、飼育場所を管轄する県（農林（水産）振興事務所）に相談願います。

(2) 飼育届提出後の調整

ア 県（畜産課）は飼育届により提出された飼育計画を分析し、地域の蜂群配置調整の必要性を検討します。

イ 県（農林（水産）振興事務所）はアの検討結果及び蜜蜂飼育者からの情報などで蜂群配置調整が必要な場合は、関係する蜜蜂飼養者、県、市町及び有識者で協議し調整を図ります。

6 安全安心な蜂蜜生産

(1) 動物用医薬品等の使用

ア 蜜蜂用の動物用医薬品としては、アメリカ腐蛆病の予防薬及び蜜蜂寄生ダニ（ミツバチキイタダニ）の駆除薬が承認されており、これらの動物用医薬品の使用には、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令で定められた使用基準（使用対象動物、用法用量、使用禁止期間等）及び使用上の注意を遵守するとともに投薬記録を保存してください。

イ 日本で承認を受けていない薬剤や蜜蜂への使用が認められていない薬剤を使用することは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁じられており、使用しないでください。

(2) 薬品等の残留

はちみつは食品衛生法の対象となります。食品衛生法では農薬、動物用医薬品及び飼料添加物等について残留基準が定められており、基準以上の場合は販売することはできません。

(3) 適正表示

はちみつ類の適正な販売を確保するため、表示には食品表示法の食品表示基準、景品表示法、養蜂振興法、全国はちみつ公正取引協議会が制定したはちみつ類の表示に関する公正競争規約など表示に係る規定があるので遵守願います。

(4) 乳児ボツリヌス症の予防

はちみつを原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案の発生を防止するため、1歳未満の乳児にはちみつを与えないよう、製品への表示などにより消費者に注意喚起願います。

7 蜜蜂に対する農薬飛散防止について

兵庫県では農薬散布による蜜蜂への被害防止を図るため、農薬散布に関する情報を提供希望者に対して情報提供しています。

農薬散布に関する情報

対象者	提供依頼先	情報提供申請書
蜜蜂飼育者	農林（水産）振興事務所	農薬散布に係る情報提供依頼票

記入例

様式第1号（第2条関係）

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

畜産 太郎

電話（090）△△△△-〇〇〇〇番

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
〇〇市〇〇町大字△△字××123番地 (北緯34.1234、東経135.1234)	20

2 年度蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育蜂群数	飼 育 期 間
〇〇市〇〇町大字△△字××123番地 (北緯34.1234、東経135.1234)	20	1月1日から4月30日まで
〇〇市〇〇町大字△△字××123番地 (北緯34.1234、東経135.1234)	10	5月1日から6月30日まで
〇〇市〇〇町大字△△字××123番地 (北緯34.1234、東経135.1234)	20	7月1日から12月31日まで

- 注 1 飼育場所は、字地番まで記入してください。
(緯度経度が判明している場合は併記願います。)
- 2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
- 3 飼育場所については、土地所有者の了解を得た上で蜜蜂飼育を行ってください。
- 4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲で利用します。

*農薬散布等による蜜蜂への危害防止を図るため、この届に記入された情報を県から農薬散布関係団体（農業協同組合等）や市町へ提供することがあります。

上記について、同意する・同意しない どちらかに○印をお願いします。

同意する ・ 同意しない

記入例

養蜂の現状調査

氏名 畜産 太郎

1 蜂蜜等の生産状況（令和2年1月1日～12月31日）

蜂蜜		蜜ろう	ローヤルゼリー
蜜源植物名	生産量	総生産量	総生産量
レンゲ	30kg	Kg	Kg
アカシア	30Kg		
	Kg		
	Kg		
雑蜜（百花蜜）	390Kg		
合計	450Kg		

(注) 蜜源植物ごとに生産量を記入ください。空欄には適宜、蜜源植物名を記入下さい。なお、蜜源植物が不明の場合は、雑蜜としてください。

2 採蜜量が減少した事例はありませんか（該当の方に○）

無	有る（推定され原因：)
---	--------------

3 令和 年の県外からの転飼予定

転飼場所	転飼期間	群数	転飼前飼育場所(県外)
〇〇市〇〇町大字△△ 字××123番地	7月1日～ 12月31日	10	〇×県〇×市〇×字〇〇 789番地

(注) 県外から県内に転飼予定について記入下さい。(転飼許可申請の対象となるもの)

4 アルファルファタコゾウムシによるレンゲ等蜜源の被害状況について（令和 年）

時期	被害地域	レンゲ 植栽面積	蜜源の被害の程度			採蜜状況		備考 (導入蜂群)
			全滅	流蜜 無し	被害 無し	年(参考)	年	
4月 ～ 5月	〇〇	1ha	割	5割	5割	kg/ha	kg/ha	10群

(注) 「流蜜なし」とは、レンゲの花は残っているもののレンゲの植勢が衰え、採蜜を行っても蜜が採れない状態をいう。

5 花粉交配用蜜蜂の貸出状況（令和 年1月1日～12月31日）

蜜蜂貸出先 (園芸組合名)	農家 戸数	利用期間 (月～月)	貸出 群数	利用作物名	利用場所 (該当の方に○)	貸し蜂料 (1群)
〇×組合	2	11月～3月	2	イチゴ	露地 ハウス	
					露地・ハウス	
					露地・ハウス	

記入例

様式第3号（第3条関係）

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5-10-1

通信連絡場所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

畜産 太郎 ㊟

電話

(090) △△△△-〇〇〇〇番

下記のとおり転飼したいので、許可願いたく、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

Table with 5 columns: 転飼しようとする場所, 左の土地所有者住, 蜂群数, 転飼期間, 飼養管理者住所氏名. Includes a sample row with address and date details.

- 注 1 飼育場所は、字地番まで記入してください。（緯度経度が判明している場合は併記願います。）
2 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲で利用します。
3 飼育場所については、土地所有者の承諾書を添付ください。

記入例

土地使用承諾書

年 月 日

兵庫県知事 様

土地所有者又は
管理者の住所 神戸市〇〇区△△1-1

同上氏名 神戸 次郎 印

申請者氏名 畜産 太郎

養蜂振興法第4条第1項に基づき転飼許可を受けた場合は、私が所有(管理)する下記の土地を申請者に貸与することを承諾します。

記

貸与予定地の土地所在地	地目	主な 蜜源	貸与を受ける者の住所氏名	貸与期間
〇〇市〇〇町大字△△字 ××123番地	山林	ニセアカ シヤ	神戸市〇〇区△△1-1 神戸 次郎	4月15日から 6月15日まで
				月 日から 月 日まで

注) 注) 巣箱設置場所を示した周辺地図を貼付又は添付する。

記入例

農薬散布に係る情報提供依頼票

年 月 日

依頼票の提出先		〇〇農林水産事務所
依頼者等	依頼者	畜産 太郎
	住所	〒〇〇〇-×××× 神戸市中央区下山手通5-10-1
	連絡先	【TEL】(078-〇〇〇-××××) 【FAX】(078-〇〇〇-××××)
	蜜蜂飼育計画	【飼育場所】 〇〇市〇〇町大字△△字××123番地 【飼育期間】 令和2年1月1日から令和2年12月31日
	(備考) 本票の提出方法	郵送・ <input checked="" type="radio"/> FAX <input type="radio"/> 手渡し *該当項目を○印で囲む
情報提供を受けようとする範囲	必要な情報 *該当項目を○印で囲む	<input checked="" type="radio"/> 散布地域 <input checked="" type="radio"/> 散布時期 使用農薬 散布業者名
	<p>◆散布地域、散布時期を希望する場合は、以下に詳細な地域名、時期を記載してください</p> <p>【散布地域】 〇〇市〇〇町大字△△周辺</p> <p>【散布時期】 5月1日から9月30日まで</p>	

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話 ()

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

2 年度蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育蜂群数	飼 育 期 間
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで
		月 日から 月 日まで

- 注 1 飼育場所は、字地番まで記入してください。
(緯度経度が判明している場合は併記願います。)
- 2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
- 3 飼育場所については、土地所有者の了解を得た上で蜜蜂飼育を行ってください。
- 4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲で利用します。

*農薬散布等による蜜蜂への危害防止を図るため、この届に記入された情報を県から農薬散布関係団体（農業協同組合等）や市町へ提供することがあります。

上記について、同意する・同意しない どちらかに○印をお願いします。

同意する ・ 同意しない

養蜂の現状調査

氏名

1 蜂蜜等の生産状況（令和 年1月1日～12月31日）

蜂蜜		蜜ろう	ローヤルゼリー
蜜源植物名	生産量	総生産量	総生産量
レンゲ	kg	Kg	Kg
アカシア	Kg		
	Kg		
	Kg		
雑蜜（百花蜜）	Kg		
合計	Kg		

(注) 蜜源植物ごとに生産量を記入ください。空欄には適宜、蜜源植物名を記入下さい。なお、蜜源植物が不明の場合は、雑蜜としてください。

2 採蜜量が減少した事例はありませんか（該当の方に○）

無	有る（推定され原因： <input type="text"/> ）
---	-----------------------------------

3 令和 年の県外からの転飼予定

転飼場所	転飼期間	群数	転飼前飼育場所(県外)
	月 日～ 月 日		

(注) 県外から県内に転飼予定について記入下さい。（転飼許可申請の対象となるもの）

4 アルファルファタコゾウムシによるレンゲ等蜜源の被害状況について（令和 年）

時期	被害地域	レンゲ 植栽面積 ha	蜜源の被害の程度			採蜜状況		備考 (導入蜂群)
			全減	流蜜 無し	被害 無し	年(参考)	年	
月 ～ 月			割	割	割	kg/ha	kg/ha	群

(注)「流蜜なし」とは、レンゲの花は残っているもののレンゲの植勢が衰え、採蜜を行っても蜜が採れない状態をいう。

5 花粉交配用蜜蜂の貸出状況（令和 年1月1日～12月31日）

蜜蜂貸出先 (園芸組合名)	農家 戸数	利用期間 (月～月)	貸出 群数	利用作物名	利用場所 (該当の方に○)	貸し蜂料 (1群)
		月～ 月			露地・ハウス	
					露地・ハウス	
					露地・ハウス	

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

通信連絡場所 -----

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 -----[㊟]
() -----

下記のとおり転飼したいので、許可願いたく、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住	蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 注 1 飼育場所は、字地番まで記入してください。
(緯度経度が判明している場合は併記願います。)
- 2 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲で利用します。
- 3 飼育場所については、土地所有者の承諾書を添付ください。

土地使用承諾書

年 月 日

兵庫県知事 様

土地所有者又は
管理者の住所.....

同上氏名.....印

申請者氏名.....

養蜂振興法第4条第1項に基づき転飼許可を受けた場合は、私が所有(管理)する下記の土地を申請者に貸与することを承諾します。

記

貸与予定地の土地所在地	地目	主な 蜜源	貸与を受ける者の住所氏名	貸与期間
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで

注) 巣箱設置場所を示した周辺地図を貼付又は添付する。

農薬散布に係る情報提供依頼票

年 月 日

依頼票の提出先		農林（水産）振興事務所
依頼者等	依頼者	
	住所	〒
	連絡先	【TEL】（ - - ） 【FAX】（ - - ）
	蜜蜂飼育計画	【飼育場所】 【飼育期間】 令和 年 月 日から令和 年 月 日
	(備考) 本票の提出方法	郵送・FAX・手渡し *該当項目を○印で囲む
情報提供を受けようとする範囲	必要な情報 *該当項目を○印で囲む	散布地域 散布時期 使用農薬 散布業者名
	<p>◆散布地域、散布時期を希望する場合は、以下に詳細な地域名、時期を記載してください</p> <p>【散布地域】</p> <p>【散布時期】</p> <p>月 日から 月 日まで</p>	

○養蜂振興法に基づく届出や転飼許可申請書の提出、蜂群配置のお問い合わせ先

名 称	担当課（班）	電話番号	管轄市町
兵庫県農政環境部畜産課	酪農養鶏班	078-362-3453	全県
神戸農林振興事務所	農政振興課	078-361-8552	神戸市
阪神農林振興事務所	農政振興課	079-562-8849	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川農林水産振興事務所	農政振興課	079-421-9339	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加東農林振興事務所	農政振興課	0795-42-9420	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路農林水産振興事務所	農政振興課	079-281-9285	姫路市、神河町、市川町、福崎町
光都農林振興事務所	農政振興第2課	0791-58-2196	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡農林水産振興事務所	農政振興課	0796-26-3697	豊岡市、香美町、新温泉町
朝来農林振興事務所	農政振興課	079-672-6878	養父市、朝来市
丹波農林振興事務所	農政振興課	0795-73-3794	丹波市、丹波篠山市
洲本農林水産振興事務所	農政振興第2課	0799-26-2101	洲本市、南あわじ市、淡路市

○蜜蜂の病気のお問い合わせ先

名 称	電話番号	管轄地域
姫路家畜保健衛生所	079-240-7085	阪神、播磨
朝来家畜保健衛生所	079-673-2331	但馬、丹波
淡路家畜保健衛生所	0799-45-2411	淡路

○蜜蜂の飼育マニュアル等掲載ホームページ

一般社団法人 日本養蜂協会 : <http://www.beekeeping.or.jp/>

兵庫県 農業>畜産物 : http://web.pref.hyogo.lg.jp/aff/cate3_416.html

不明な点があれば、行政、専門家や研究機関に相談し、事故やトラブルを防止するように努めましょう。

